

山口県報

平成19年
7月10日
(火曜日)



郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十九年七月十日

山口県条例第三十四号

郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(山口県吏員恩給条例の一部改正)

第一条 山口県吏員恩給条例(昭和八年山口県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第五項を次のように改める。

請求方郵便又八民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項二規定スル一般信書便事業者若八同

条第九項二規定スル特定信書便事業者ニ依ル同条第二項二規定スル信書便ニ依リ為サレタル場合ニ於テハ送付ニ要シタル日数八之ヲ時効期

目 次

条例	
郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	一
政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例	三
山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	三
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	五
企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	六
山口県吏員恩給条例等の一部を改正する条例	七
山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例	八
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例	二
山口県警察本部組織条例の一部を改正する条例	二
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	三

山口県知事 二 井 関 成

間二算入セズ

(山口県税賦課徴収条例の一部改正)

第二条 山口県税賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「郵便局」を「指定代理金融機関」に改める。

(一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和二十九年山口県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号中「日本郵政公社」を「郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第六十六条第一項の規定により解散した旧日本郵政公社」に改める。

(山口県臨港地区区分区構築物規制条例の一部改正)

第四条 山口県臨港地区区分区構築物規制条例(昭和四十八年山口県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表商港区の項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「郵便局」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 銀行の支店、損害保険代理店その他これらに類するサービス業を営む店舗

(政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例の一部改正)

第五条 政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例(平成七年山口県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「貯金(普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)」を「貯金(普通貯金を除く。)及び貯金(普通貯金を除く。)」に改める。

(山口県情報公開条例の一部改正)

第六条 山口県情報公開条例(平成九年山口県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二号二中「及び日本郵政公社」を削る。

(山口県個人情報保護条例の一部改正)

第七条 山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三号八中「及び日本郵政公社」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

(政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第五条の規定による改正後の政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例第二条の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)は、預金とみなす。

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十五号

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例(平成七年山口県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日から施行する。

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十六号

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年山口県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百四十一条第八項」の下に「、第四百四十二条第十一項」を、「使用」の下に「、法第四百四十二条第一項第三号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成」を加える。

第九条を第十二条とする。

第八条中「第六条後段」を「第九条後段」に改め、同条を第十一条とする。

第七条を第十条とする。

第六条中「第八条各号」を「第十一条各号」に改め、同条を第九条とする。

第五条の次に次の三条を加える。

（選挙運動用ビラの作成の公費負担）

第六条 候補者は、第八条各号に掲げる場合の区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第四百四十二条第一項第三号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。

（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）

第七条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、選挙管理委員会が定めるところにより、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用ビラの作成における公費の支払）

第八条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラ一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第四百四十二条第一項第三号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある）

るときは、これを切り捨てるものとする。)を、第六条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該選挙運動用ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円三十銭

二 当該選挙運動用ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 三十六万五千円と四円八十八銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十七号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山口県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中、「六月以上」を、「十二月以上(特定退職者(雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定める者をいう。以下この条において同じ。)(にあつては、六月以上)」に、「雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)」を、「同法」に、「同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定める者を同項」を、「特定退職者を同法第二十三条第二項」に改め、同条第三項中、「六月以上」を、「十二月以上(特定退職者にあつては、六月

以上)」に改め、同条第十七項中「又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第十条第十七項の改正規定及び附則第三項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の退職手当に関する条例第十条第一項及び第三項の規定は、平成十九年十月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 改正後の職員の退職手当に関する条例第十条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第四十二条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十八号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年山口県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「六月以上」を「十二月以上(雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定める者にあつては、六月以上)」に、「雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)」を「同法」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

山口県吏員恩給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十九号

山口県吏員恩給条例等の一部を改正する条例

(山口県吏員恩給条例の一部改正)

第一条 山口県吏員恩給条例(昭和八年山口県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第九条ノ二の次に次の二条を加える。

第九条ノ三 恩給ノ支給ヲ停止スベキ事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ支給ヲ停止スベキ期間ノ分トシテ恩給ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル恩給ハ其ノ後ニ支払フベキ恩給ノ内払ト看做スコトヲ得恩給ヲ減額シテ改定スベキ事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ事由ガ生ジタル月ノ翌月以後ノ分トシテ減額セザル額ノ恩給ガ支払ハレタル場合ニ於ケル其ノ減額スベカリシ部分ニ付亦同シ

第九条ノ四 恩給ヲ受クルノ権利ヲ有スル者死亡ニ因リ其ノ恩給ヲ受クルノ権利ガ消滅シタルニ拘ラズ其ノ死亡ノ日ノ属スル月ノ翌月以後ノ分トシテ当該恩給ノ過誤払ガ行ハレタル場合ニ於テ当該過誤払ニ依ル返還金ニ係ル債権(以下返還金債権ト称ス)ニ係ル債務ノ弁済ヲ為スベキ者ニ支払フベキ恩給アルトキハ規則ノ定ムル所ニ依リ当該恩給ノ支払金ノ金額ヲ当該過誤払ニ依ル返還金債権ノ金額ニ充当スルコトヲ得

第二十七条第一項中「別表第四号表」を「恩給法別表第二号表」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項ノ場合ニ於テ増加退隠料ヲ受クル者ニ妻又ハ扶養家族アルトキハ恩給法第六十五条第二項ノ規定ノ例ニ依ル加給ノ額ヲ増加退隠料ノ年額ニ加給ス

第二十七条第六項中「特別項症ニ該当スルトキハ二十七万円」を「特別項症、」に、「二十一万円」を「恩給法第六十五条第六項ノ規定ノ

例ニ依ル加給ノ額」に改める。

第二十七条ノ二第一項中「別表第五号表」を「恩給法別表第三号表」に改める。

第三十一条中「重度障害ノ状態ニシテ」を「県吏員ノ死亡ノ当時ヨリ重度障害ノ状態ニ在リ且」に改める。

別表第四号表及び別表第五号表を次のように改める。

第四号表及第五号表 削除

(山口県吏員恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 山口県吏員恩給条例等の一部を改正する条例(平成十一年山口県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「平成十一年四月分」を「平成十九年十月分」に、「十九万三千二百円」を「恩給法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第七号)附則第八条の規定の例による加給の年額」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中山口県吏員恩給条例第三十一条の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。

(成年の子の扶助料に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の山口県吏員恩給条例第三十一条の規定は、この条例の施行の際現に扶助料を受ける権利又は資格を有する成年の子については、第一条の規定による改正後の山口県吏員恩給条例第三十一条の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「均等割額によつて」の下に、「第四号の二に掲げる者に対しては法人税割額によつて」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 法人課税信託（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。第五十三条の二を除き、以下同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの

第二十四条第二項中「行うもの」の下に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を、「当該収益事業」の下に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条第三項中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、「収益事業」の下に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条第四項中「含む。」の下に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「本節」を「この節」に改め、「これに」を削る。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条 削除

第三十九条の十八第一項中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める。

第四十条第一項第一号中「及び第三号」を削り、同号口中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第五項各号」に改め、「財団」の下に「、法人課税信託の引受けを行う個人」を加え、「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第三項中「いう。」の下に「又は法人課税信託の引受け」を加え、同条に次の一項を加える。

4 法人課税信託の引受けを行う個人には、第二項の規定により個人が行う事業に対する事業税を課するほか、法人とみなして、法人が行う事業に対する事業税を課する。

第四十一条第一項第一号中「及び第三号」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二項中「並びに第二号の各特定信託の各計算期間の所得」を削り、「第三号」を「第二号」に改める。

第四十二条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第四十四条第一項中「特定信託の受託者である法人が行う信託業（特定信託に係るものに限る。）並びに」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項第一号二を削り、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の六・六を乗じて得た金額

三 その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の九・六を乗じて得た金額

第四十四条第四項を同条第三項とする。

第四十六条第一項中「若しくは収入割又は各特定信託の各計算期間に係る特定信託所得割」を「又は収入割」に改め、同項第一号中「又は各計算期間」を削り、同項第二号中「又は計算期間」を削る。

第四十九条を次のように改める。

第四十九条 削除

第四十九条の四第一項中「第七十二条の二第九項第一号」を「第七十二条の二第十項第一号」に改める。

第四十九条の五第四号中「第七十二条の二第九項第五号」を「第七十二条の二第十項第五号」に改める。

第五十三条の二第一項中「本節」を「この節」に、「当該事業者（同法）を「当該事業者（消費税法）に改め、「免除される事業者」の下に（同法第十五条第一項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務がすべて免除される事業者に限る。）」を加え、同条第二項中「本節」を「この節」に改め、同条第三項中「本節」を「この節」に、「本項」を「この項」に改め、同条第四項中「本節」を「この節」に改める。

第五十四条第三項中「住宅を」を「法第七十三条の二第三項に規定する住宅を」に、「施行令第三十六条の二の三に規定する」を「政令で定める」に改め、同条第九項中「第三十六条の二の四」を「第三十六条の二の三」に改める。

附則第六条の二を削る。

附則第七条中「同条第四項第二号イ」を「同条第三項第二号」に改める。

附則第九条の三第一項第四号中「第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項」を「第五条第一項、第七条第一項又は第九条第一項」に、「第四条第一項、第五条の二第二項又は第七条第一項」を「第六条第一項、第八条第一項又は第十条第一項」に改め、同条第二項第四号及び同条第三項第四号中「第三条第一項、第五条第一項又は第六条第一項」を「第五条第一項、第七条第一項又は第九条第一項」に改める。

附則第十五条の二第二項中「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号まで」を「第三十一条の二第二項第十二号から第十七号まで」に改め、同条第三項中「から第三十七条まで」を「第三十七号」に改め、同条第四項中「第三十一条の二第二項第十一号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十二号から第十五号まで」に、「同項第十五号若しくは第十六号」を「同項第十六号若しくは第十七号」に、「同条第二項第十一号から第十六号まで」を「同条第二項第十二号から第十七号まで」に改め、同条第六項中「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号まで」を「第三十一条の二第二項第十二号から第十七号まで」に改める。

附則第十七条の二の二第一項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二条第二十項に規定する有価証券先物取引」を「第二十八条第

八項第三号イに掲げる取引」に改める。

附則第十七条の三第六項第二号中「証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法第二十八条第八項第三号イに掲げる取引」に、「証券業者」を「金融商品取引業者」に改める。

附則第十七条の四の三の次に次の一条を加える。

(保険料を支払った場合等の県民税の課税の特例)

第十七条の四の四 租税条約実施特例法第二条第一号に規定する租税条約が県民税についても適用がある場合において、県民税の所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料(租税条約実施特例法第五条の二第一項に規定する保険料をいう。)については、法第三十四条第一項第三号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

附則第十八条中「、各連結事業年度分又は各計算期間分」を「又は各連結事業年度分」に改める。

附則第十九条第一項中「、各連結事業年度分又は各計算期間分」を「又は各連結事業年度分」に改め、同条第四項中「、連結事業年度又は計算期間」を「又は連結事業年度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、信託法(平成十八年法律第八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五十四条の改正規定及び附則第十七条の四の三の次に一条を加える改正規定 公布の日

二 附則第十五条の二の改正規定 平成二十年四月一日

三 第三十九条の十八第一項の改正規定、第四十条第一項第一号口の改正規定(「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る。)(並びに附則第十七条の二の二第一項及び第十七条の三第六項第二号の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日

四 附則第九条の三の改正規定 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十六号)の施行の日

(経過措置)

2 改正後の山口県税賦課徴収条例第二十四条、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第四十六条及び第五十三条の二並びに附則

第十八条及び第十九条の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあつては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百九号）第三条第一項、第六条第一項、第十一条第二項、第十五条第二項、第二十六条第一項、第三十条第二項又は第五十六条第二項の規定により同法第三条第一項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。）については、なお従前の例による。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十一号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の9の表十一の項中

(3) 臨時免許状	一件につき	千七百円	を
(3) 臨時免許状 新教育領域の追加	一件につき	千七百円	
(1) 普通免許状	一件につき	三千三百円	に改める。
(2) 臨時免許状	一件につき	千七百円	

附 則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

山口県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十二号

山口県警察本部組織条例の一部を改正する条例

山口県警察本部組織条例（昭和二十九年山口県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中(甲)を削り、(乙)を(甲)とし、(甲)から(六)までを(二)から(九)までとし、(九)の次に次のように加える。

(十) 留置施設に関する事。

第三条第三号中(七)を(八)とし、(六)の次に次のように加える。

(七) 犯罪による収益の移転防止に関する事。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月十日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十三号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年山口県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県小郡警察署の項管轄区域の欄中「小郡平砂町」の下に「、小郡維新町、小郡平成町、小郡栄町、小郡給領町、小郡三軒屋町」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成十九年七月十日
発行

発行
行人所

山口
県
知事
庁

定価一箇月
金二千七百円（送料共）